審議会等設置状況

（令和　6年　2月27日　現在）

基本情報

審議会等の名称	嬉野市総合計画審議会
設置の根拠	嬉野市総合計画審議会条例（平成18年条例第157号） 地方自治法（昭和22年法律第67号）
担当事務	市長の諮問に応じ、嬉野市総合計画の策定及びその実施に関し必要な事項の調査及び審議を行うこと。
委員数	20人以内（現在、計画策定が終了し諮問期間外のため0人）
委員の任期	諮問に係る嬉野市総合計画の策定が終了するまで（現在、策定の諮問期間外のため任期の定めのある委員は0人）
所管課	企画政策課　企画政策グループ （電話番号　0954-66-9117）

委員名簿（順不同・敬称略）

	氏　名	所属・経歴等	任　期
	諮問期間外のため0人		